

歳 出		項 目	金 額
款			千円
1	総 務 費		1,700,565
		1 市町村振興資金	1,700,565
2	諸 支 出 金		825,000
		1 繰 出 金	825,000
歳 出 合 計			2,525,565

平成14年度熊本県流域下水道事業特別会計予算

平成14年度熊本県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,693,529千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

歳 出		金 額
款	項	千円
1 土 木 費		4,121,565
	1 流 域 下 水 道 費	4,121,565
2 公 債 費		571,964
	1 公 債 費	571,964
歳 出 合 計		4,693,529

第 1 表 歳入歳出予算		金 額
款	項	千円
1 分 担 金 及 び 負 担 金		1,648,288
	1 負 担 金	1,648,288
2 国 庫 支 出 金		1,769,800
	1 国 庫 補 助 金	1,769,800
3 繰 入 金		330,733
	1 一 般 会 計 繰 入 金	330,733
4 繰 越 金		123,419
	1 繰 越 金	123,419
5 諸 収 入		181,289
	1 雑 入	181,289
6 県 債		640,000
	1 県 債	640,000
歳 入 合 計		4,693,529

第 2 表 債務負担行為
設 定

事 項	期 間	限 度
1 熊本北部流域下水道建設事業 (水処理施設) 熊 本 市	平成15年度	千円 364,500
2 球磨川上流域下水道建設事業 (水処理施設、汚泥処理施設) 錦 町	平成15年度	561,000
3 八代北部流域下水道建設事業 (水処理施設、ポンプ施設) 鏡 町	平成15年度	709,000

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
熊本北部流域下水道事業費	千円 290,000	(借入先) 財務省、総務省、 公営企業金融公 庫、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行 (その他)	年10% 以 内	30年以内(うち 据置期間5年以 内) 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをすべ ることを要するこ とができる。
球磨川上流域下水道事業費	109,000	工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
八代北部流域下水道事業費	241,000			
計	640,000			

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 2,181
	1 国 庫 補 助 金	2,181
2 財 産 収 入		478,131
	1 財 産 運 用 収 入	2,833
3 繰 越 金	2 財 産 売 払 収 入	475,298
		300,797
歳 入 合 計	1 繰 越 金	300,797
		781,109

平成14年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算
 平成14年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ781,109千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳 出 款	項	金 額
1 商 工 費		千円 194,500
	1 工 鉱 業 費	194,500
2 公 債 費		406,170
	1 公 債 費	406,170
3 諸 支 出 金		180,439
	1 繰 出 金	180,439
歳 出 合 計		781,109

平成14年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
平成14年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,543,001千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に
よる。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことがで
きる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地
方債」による。